

## 長岡地域合併協議会の会議の運営に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第4項の規定に基づき、長岡地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 協議会の会議（以下「会議」とする。）は、公開とする。ただし、協議会の委員（以下「委員」という。）の3分の2以上の賛成により、非公開とすることができる。

2 会議の運営に関しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

### (会長等の責務)

第3条 協議会の会長（以下「議長」という。）は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

### (会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

### (会議の進行)

第5条 会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

### (傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項については、議長が別に定める。

### (会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

### (会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 非公開とした会議の会議録は、前項の規定にかかわらず公開しないものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月27日から施行する。